

# 令和8年度 長崎県立虹の原特別支援学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

学校に在籍する児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第二条から」

「一定の人間関係」・・・学校の内外を問わず該当生徒が関わっている仲間や集団など何らかの人間関係にある状態をいう。

「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることをいう。

## 2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 3 基本理念

本校は、平成14年に知的障害のある児童生徒を対象として開校した。小学部と中学部、高等部を設置し、小中高の連携を図りながら教育目標の実現に向けて活動を行っている。

校訓「自尊 自主 自立」の下、「児童生徒の命と人権を尊重し、教育的ニーズや発達段階等に応じたきめ細やかな指導と学習指導要領に基づく適切な教育活動を推進することにより、一人一人の児童生徒に生きる喜びを感じさせながら、生涯を通じてより豊かに生活するために必要な資質・能力を育成する」ことを教育目標としている。近年、児童生徒の実態の多様化、小学部の児童数の急増により、幅広い教育的ニーズに応じた教育が求められている。

「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る」という認識をもち、普段から、少人数

の児童生徒を複数の教員で担当する体制をとっており、個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、かつ小さな変化に対しても対応している。また、家庭や施設との連絡や連携を密にすることで、自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても対応している。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるよう、児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りながら、いじめの未然防止、いじめの早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめ防止を組織的に推進していく。

#### 4 いじめ防止のための組織

『いじめ防止対策推進法(第22条)』に基づき、『いじめ対策委員会』を設置する。

##### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

##### (2) 構成員

校長、事務局長、副校長、教頭、部主事、教務主任、生活指導主任、生徒指導主事、カウンセラー

【外部委員】学校評議員から委嘱する。そのほか関係者(学年主任、学級担任、保護者代表)

【その他】学校医、警察、心理カウンセラーなど必要に応じて

※協議や対応する内容に応じて、参加構成員は柔軟に対応する。

##### (3) 役割

①学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

②年間計画の企画と実施

③教職員の資質向上のための校内研修

④年間計画進捗のチェック

⑤いじめの未然防止

⑥各取組の有効性の検証

⑦いじめへの対応

※いじめに関わる情報があったときやいじめの事実が認められたときは、緊急会議を開き、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定等を行う。

## 5 いじめ防止のための具体的な対応

	教職員の取組	児童生徒の取組	保護者の取組
未然防止のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■分かりやすい授業の実践</li> <li>■自尊感情を高める学校行事・学級活動・道徳教育や人権教育の充実</li> <li>■情報モラル指導の充実</li> <li>■児童生徒に対して、心に寄り添った指導の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童生徒会活動の充実</li> <li>■挨拶運動の実践</li> <li>■体験活動の充実</li> <li>■部活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの観察とコミュニケーション</li> <li>■学校との連携</li> <li>■いじめ等の研修会への参加</li> <li>■PTAによる情報交換</li> </ul>
早期発見のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定期的なアンケート調査（児童生徒・保護者）</li> <li>■教育相談等による聞き取り（学級担任）</li> <li>■保護者が相談しやすい環境づくり</li> <li>■児童生徒の身体的なあざやけが、体調不良等への適切な観察と対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校・保護者・関係機関へのいじめについての相談</li> <li>■仲間を意識した学校生活の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの観察、学校への相談、連絡</li> <li>■家庭における、悩みを相談できる雰囲気づくり</li> </ul>
いじめを発見したときや相談・通報を受けたときの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■複数の教職員による速やかな事実確認</li> <li>■「いじめ対策委員会」の開催、いじめの事実の有無の確認</li> <li>■被害生徒の保護と保護者・関係機関との連携</li> <li>■個人情報の適切な管理</li> <li>■落ち着いて教育を受けられる環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「いじめは許さない」「一人で悩まない」という雰囲気づくり</li> <li>■児童会、生徒会の取組の見直し</li> <li>■集会などによる活動</li> <li>■加害児童生徒の特別指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■被害、加害児童生徒の保護者の適切な対応と学校との連携</li> </ul>

## 6 情報端末によるいじめへの対応

※携帯電話等によるメール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめへの対応

### (1) 情報モラル教育の充実

- ① ホームルームにおける情報モラル教育の充実
- ② 情報端末機器を使った体験的な指導の充実
- ③ 寄宿舍における利用ルールの運用

## (2) 携帯端末の利用についてのルールづくりと指導

- ① 個人情報利用の制限(情報セキュリティ要綱など法令順守)
- ② 不当な書き込みに対する対処

## (3) 保護者との連携

- ① フィルタリングや保護者の見守りの協力とルールづくり
- ② PTA 研修会の開催

## (4) 研修会の開催・参加

- ① ネット社会の危険性についての教職員研修の実施
- ② 校外の研修会への参加と内容の伝達
- ③ 地域の生徒指導連絡協議会等での情報収集

## 7 分教室におけるいじめ防止対策

- (1) 本校におけるいじめ防止対策に準じて取り組む。
- (2) 本校で行われる「いじめ対策委員会」に参加するとともに、いじめ発生時には分教室において委員会を実施し、情報収集、適切な対処、再発防止に努める。
- (3) いじめの状況等により、関係機関、設置校とも密接に連携し対応を行う。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の概要

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
  - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
  - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
  - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
  
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(ア) 年間30日を目安とし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、重大事態と認識する。

③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態が発生した場合の初動対応

① いじめ対策委員会の招集

② 教育委員会への報告

③ 必要に応じて警察等関係機関への通報

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

⑤ 児童生徒及び保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報の適切な提供

(3) 重大事態が発生した場合の連絡体制

①発見者→②担任・学年主任・生活主任・生徒指導主事→③部主事→④教頭・副校長→⑤校長

【長崎県教育庁】

特別支援教育課 (095) 894-3402

児童生徒支援課 (095) 894-3339

【その他の関係機関】

大村警察署 (0957) 54-0110

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター(長崎児童相談所) (095) 844-6166

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター(佐世保児童相談所) (0956) 24-5080

大村市教育委員会社会教育課 少年センター (0957) 54-6405

長崎県警察本部少年サポートセンター (095) 820-0110

4月	○「長崎県立虹の原特別支援学校 学校いじめ防止基本方針」 ・ホームページへの掲載
5月	○「学校生活アンケート」の実施。(1回目)【生活・生徒指導部】 ○危機管理委員会(学校生活アンケート結果)
6月	○学校評議員会
7月	○さわやか挨拶運動【児童生徒会】 ○ケータイ・スマホ安全教室
8月	○平和学習
9月	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」 ・情報モラル教育 ・人権教育 ○さわやか挨拶運動【児童生徒会】
10月	
11月	
12月	○「学校生活アンケート」の実施。(2回目)【生活・生徒指導部】
1月	
2月	○さわやか挨拶運動【児童生徒会】 ○学校評議員会
3月	○いじめ対策委員会 ・年間評価 ・学校生活アンケート結果 ・「長崎県立虹の原特別支援学校 学校いじめ防止基本方針」について、来年度に向けて検討

※「学校生活アンケート」は、小学部・中学部・高等部で年2回実施する。(5月・12月)

※挨拶運動の時期、実施方法については、生徒会で検討し実施する。

※上記以外にも、通学指導を必要に応じて行う。

## 10 公表 点検 評価

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公開する。
- (2) 学校評価において、いじめへの取組を保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
- (3) 年間の取組について学校評議員会において報告し、意見を求める。